

平成22年分収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）

I 政治資金監査の結果

1. 全体概要

区 分	団体数	<参考>H②①
平成22年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった国会議員関係政治団体	962	852
記載例(1)の内容で提出されたもの (うち収支報告書に支出が計上されていないもの)	917 ( 50)	779 (未確認)
記載例(4)の内容で提出されたもの	3	0
記載例(2)の内容で提出されたもの	8	18
記載例(3)の内容で提出されたもの	30	46
記載例(2)及び(3)の内容の複合形で提出されたもの	4	9

(参考) 前回の政治資金監査報告書において指摘事項のあった団体の状況

平成21年分	団体数	}	→	平成22年分	団体数
記載例(2)	15			記載例(1)	14
	(3)			記載例(4)	0
				記載例(2)	1
				記載例(3)	0
				記載例(2)&(3)	0
平成21年分	団体数	}	→	平成22年分	団体数
記載例(3)	43			記載例(1)	31
	(3)			記載例(4)	0
				記載例(2)	0
				記載例(3)	11
				記載例(2)&(3)	1
平成21年分	団体数	}	→	平成22年分	団体数
記載例(2)&(3)	9			記載例(1)	5
				記載例(4)	0
				記載例(2)	1
				記載例(3)	1
				記載例(2)&(3)	2

## 2. 指摘事項別件数

### (1) 会計帳簿に記載不備があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H②①
① 支出を受けた者の氏名	3	5
② 支出を受けた者の住所	9	20
③ 支出の目的	3	7
④ 支出の金額	1	1
⑤ 支出の年月日	0	2
計	16	35

※ 複数の指摘事項がある団体があるため、上記の指摘件数の計と指摘団体数とは一致しない。

### (2) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H②①
① 領収書等亡失等一覧表の添付	31	49
② 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費	2	5
③ 当該団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載	0	0
④ 会計責任者が収支報告書に記載されていないとしている支出（東日本大震災関係）	0	—
計	33	54

※ 複数の指摘事項がある団体があるため、上記の指摘件数の計と指摘団体数とは一致しない。

## 3. 政治資金監査の実施場所

区 分	団体数	<参考>H②①
① 主たる事務所で実施したもの	753	668
② 主たる事務所以外の場所で実施したもの	209	184
	(21.7%)	(21.6%)

## 4. 東日本大震災による影響を受けた団体

区 分	団体数
① 収支報告書及び政治資金監査報告書の提出はあったが、領収書等が滅失したため、その写しの提出ができなかったもの	1
② 収支報告書の提出が遅れたもの（政令の免責期限6/30までに提出）	7

※ 上記①の団体に係る政治資金監査は、東日本大震災発生前に終了している（監査報告書の日付は平成23年1月11日）ので、東日本大震災を理由とした関係書類の滅失に関する記載はない。

## Ⅱ. 提出書類全般に係る不備等の状況

### 1. 収支報告書（支出部分）

- ・ 支出金額（小計欄を含む）
- ・ 支出項目の誤り
- ・ 支出の年月日、支出先及び住所の記載漏れや記載誤り

### 2. 収支報告書以外の提出書類

- ・ 領収書等の写しなど収支報告書と併せて提出する書類の添付漏れ
- ・ 政治資金監査報告書の提出義務を知らない
- ・ 領収書等の写しの編纂がずさんで、各支出との対応関係が分かりにくい
- ・ 振込明細書と振込明細書に係る支出目的書の対応関係が特定できない
- ・ 通帳の写し等、提出する必要のない書面の提出
- ・ 同一の支出について、徴難明細書及び振込明細書に係る支出目的書を重複提出等
- ・ 領収書等亡失等一覧表をもって、領収書等の写しの提出の代替となるとの誤解

## Ⅲ. 政治資金監査報告書の記載不備等の状況

【注】下記2，3に掲げる「件数」は誤差があり得るほか、前回調査と今回調査とでは、調査母数に差があること、分析の精度にも差異が生じている可能性が否めないことに留意が必要。

### 1. 共通部分（形式審査時の指摘例）

#### ①あて名、氏名等

- ・ 国会議員関係政治団体の正式名称以外の名称を記載
- ・ 国会議員関係政治団体の代表者以外の氏名を記載
- ・ 自署かつ押印されていない
- ・ 登録番号の記載漏れ

#### ②「1 監査の概要（1）～（3）」

- ・ 解散団体に係る収支報告書提出の根拠規定の記載誤り
- ・ 監査対象期間の記載誤り

2. 「1 監査の概要（4）」（主たる事務所以外の場所で実施 209 団体）

① マニュアルで例示している理由以外の理由が記載されていたもの 84 団体

- ・解散（事務所閉鎖）したため（17 件）
  - ・効率的な実施のため（37 件）
  - ・監査に時間を要するため（5 件）
  - ・遠隔地であるため又は監査人の事務所が近いため（5 件）
  - ・会計帳簿等の関係書類を他の事務所等に保管しているため（5 件）
  - ・書類が少ないため（3 件）
  - ・理由の記載がないもの（3 件）
  - ・その他（12 件）
- ※ 複数の理由を記載している団体があるため、件数の合計と該当団体数は一致しない。

② 具体の場所及び住所が記載されていないもの 144 団体

- ・「監査人の事務所」、「議員会館」、「会計責任者の事務所」との記載又は他の政治団体名の記載にとどまり、住所の記載がないもの（127 団体）
- ・住所のみ記載しているもの（15 団体）
- ・場所も住所も記載していないもの（2 団体）

3. 「2 監査の結果」

（1）第1号監査事項（保存対象書類の確認）

〈参考〉H②①

①保存されていた書類が列記されていないもの	8 件	9 件
うち「会計帳簿等の関係書類」と記載されているもの	8 件	7 件
②保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの （支出がゼロにもかかわらず、「領収書等」などが列記されているものや、支出があるにもかかわらず「領収書等」などの関係書類の記載がないもの 等）	63 件	10 件
③「徴難明細書等」の用語の使い方が不正確なもの	42 件	28 件
④その他記載例以外の記述		
・「通帳」を加えるなど記載例にそぐわない記載	7 件	—
・「一部を除き会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書が保存されていた。亡失等一覧表の作成はなかった。」	0 件	1 件
・「盗難により存在しなかった。」	0 件	1 件

(2) 第2号監査事項（会計帳簿の必要記載事項の確認）

〈参考〉H②

①支出の状況の記載がないもの	0件	5件
②記載例(2)の「○○」部分について特異な記述があるもの		
・「宛先の記載不備が一部に見られたものの」	0件	1件
・「少額の支払いに記載不備が一部に見られたものの」	1件	1件
・「領収書の宛名、名目の記載不備が一部に見られたものの」	0件	1件
・徴難明細書等により確認した旨の記載	1件	—
③会計帳簿が備えられていない旨の記載があるもの	0件	5件
④その他記載例以外の記述		
・普通預金通帳により確認した旨の記載	1件	—
・支出のない旨の記載	1件	—
・支出目的書の作成不備が見られた旨の記載	0件	1件
・前年の支出が含まれている旨の記載	0件	1件

(3) 第3号監査事項（収支報告書の必要記載事項の確認）

〈参考〉H②

①保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの、「徴難明細書等」の用語の使い方が不正確なもの	100件	32件
②列記された書類が(1)に記載された保存書類と異なるもの	33件	14件
③その他記載例以外の記述		
・(5)や(6)として指摘しており、記載例にそぐわない	4件	—
・「別記を除き」の記載がないなど	4件	—
・根拠条文の誤り	1件	—
・「通帳」を確認書類に加えて記載しているもの	1件	3件
・「領収書の支出目的の記載不備が一部に見られたものの」	0件	1件
・「会計責任者の記憶に基づいて支出の状況が表示されていた。」	0件	1件
・「領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。」	0件	1件
・「盗難により、会計帳簿、明細書、徴難明細書等及び振込明細書に基づいた支出の状況の表示は不可能であった。」	0件	1件
・領収書等の一部に印字が極めて薄いものが存在する旨	0件	1件

(4) 第4号監査事項（徴難明細書等の必要記載事項の確認）

〈参考〉H②

①(4)の記載がないもの	25件	41件
②(1)及び(3)の記載との関係で整合的でなかったり、「徴難明細書等」の用語の使い方が不正確なもの (徴難明細書等が会計帳簿に基づき記載されていたとしながら(1)や(3)には徴難明細書の記載がないもの、支出がゼロにもかかわらず「徴難明細書等」が会計帳簿に基づき記載されていたとするもの 等)	70件	7件
③その他記載例以外の記述		
・書類名の誤り	6件	—
・「徴難明細書等を作成するよう指導した」など	6件	—
・「盗難等により存在しなかった。」	0件	1件

(5) <別記> (会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出)

<参考>H②

①領収書等亡失等一覧表関係		
・高額支出の明細の一部又は全部に記載不備	0件	4件
・盗難によるとの理由で金額、年月日、明細が未記載	0件	1件
・内容について確認できた旨の記載	0件	3件
②その他記載例以外の記述		
・領収書の宛先の確認状況を記載	0件	4件
・支出目的が記載されていない領収書についての指導内容 (※領収書等亡失等一覧表がない) 及び収支報告書の支出 明細の金額転記誤り等の指導内容を記載	0件	1件
・「警察署に押収された領収書」と記載	0件	1件

(6) その他 (「(5)」など任意の追記)

<参考>H②

①支出目的が記載されていない領収書についての指導内容を記載	1件	1件
②高額領収書のヒアリングによる宛先の確認状況及び助言内容を記載	1件	1件
③領収書に住所の記載のない旨の指摘を記載	1件	0件

4. 「3 業務制限」

- ・業務制限に関する記載がないもの
- ・使用人等が業務制限に該当しない旨を明記せずに、「〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) と私達との間には」などと記載しているもの

IV. 領収書等を徴し難かった事情

(マニュアルで例示している徴難事情以外の主な事例)

- ・クレジットカード払いのため
- ・領収書等を慣例的に発行していないため (陣中見舞い)
- ・支部と折半で支払いのため
- ・紛失のため